

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 0 節 還付</p> <p>4 3 過誤納金の還付及び充<u>当又は委託納付</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 地方団体の長は、(1)の場合において、その納税者又は特別徴収義務者につき、未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、<u>次に掲げる還付金又は過誤納金を除き、過誤納金をこれに充当しなければならないものであること。</u>（法 1 7 の 2 ①・<u>1 7 の 2 の 2 ①</u>・1 7 の 4、令 6 の 1 3）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>道府県が徴収した個人の道府県民税（法第 2 4 条第 1 項第 2 号に掲げる者に対して課する均等割及び法第 5 0 条の 2 の規定により課する所得割を除く。以下（2）において同じ。）に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税（法第 2 9 4 条第 1 項第 2 号に掲げる者に対して課する均等割及び法第 3 2 8 条の規定により課する所得割を除く。以下（2）において同じ。）に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。）に係る過誤納金（以下この項において「道府県徴収金関係過誤納金」という。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における道府県徴収金関係過誤納金</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金（以下この項において「市町村徴収金関係過誤納金」という。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその市町村に係る地方団体の</u></p>	<p>第 1 章 一般的事項</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 0 節 還付</p> <p>4 3 過誤納金の還付及び充<u>当</u>_____</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 地方団体の長は、(1)の場合において、その納税者又は特別徴収義務者につき、未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、_____ <u>過誤納金をこれに充当しなければならないものであること。</u>（法 1 7 の 2 ①_____・1 7 の 4、令 6 の 1 3）</p>

徴収金がある場合における市町村徴収金関係過誤納金

ウ 道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（アに該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその道府県が徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（以下この項において「道府県未納徴収金」という。）がある場合における還付金等

エ 市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（イに該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなったその市町村が徴収すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（以下この項において「市町村未納徴収金」という。）がある場合における還付金等

(3) 道府県が個人の道府県民税（法第24条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第50条の2の規定により課する所得割に限る。以下（3）において同じ。）に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の市町村民税（法第294条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第328条の規定により課する所得割に限る。以下（3）において同じ。）に係る地方団体の徴収金又は市町村が個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、その過誤納金をそれぞれその道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれその納税者又は特別徴収義務者の未納に係る道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならないものであること。（法17の2②）

(4)～(6) 略

(7) (2)アの場合には、道府県徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、その還付をすべき道府県知事に対し、その道府県徴収金関係過誤納金（道府県未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のそ

(3) 道府県が個人の道府県民税 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_と併せて徴収した個人の市町村民税 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に係る地方団体の徴収金又は市町村が個人の市町村民税 \_\_\_\_\_と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、その過誤納金をそれぞれその道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれその納税者又は特別徴収義務者の未納に係る道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならないものであること。（法17の2②）

(4)～(6) 略

の道府県の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により道府県未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその道府県の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。(法17の2の2②)

(8) (2)イの場合には、市町村徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、その還付をすべき市町村長に対し、その市町村徴収金関係過誤納金(市町村未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその市町村の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなっているその他のその市町村の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。(法17の2の2③)

(9) (2)ウの場合には、この場合における還付金等の還付を受けるべき者は、その還付をすべき道府県知事に対し、その還付金等(道府県未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により道府県未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。(法17の2の2④)

(10) (2)エの場合には、この場合における還付金等の還付を受けるべき者は、その還付をすべき市町村長に対し、その還付金等(市町村未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなすこと。(法17の2の2⑤)

(11) (7)から(10)までの場合における委託納付又は委託納入の時期は、委託納付又は委託納入をするのに適することとなった時であり、委託納付又は委託納入をするのに適することとなった時とは、原則として、未納地方税等(道府県未納徴収金、市町村未納徴収金、その他の道府県の地方団体の徴収金又はその他の市町村の地方団体の徴収金をいう。)が納期限を経過する時と還付金等が発生した時(還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時)とを比較し、いずれか遅い時をいうものであること。(法17の2の2⑥、令6の14

の3)

(12) (7)から(10)までの場合において、地方団体の長は、その還付金等による納付又は納入をしたときは、遅滞なく、委託したものとみなされた者にその旨を通知しなければならないものであること。(法17の2の2⑦)

## 第2章 市町村民税

### 第2節 課税標準及び税率

#### 第4 税率及び税額の計算

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(11) 略

(12) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報に厳格に管理すること。

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和4年6月23日付総税市第55号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和4年6月23日付総税市第56号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については

## 第2章 市町村民税

### 第2節 課税標準及び税率

#### 第4 税額及び税率の計算

24の6 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(11) 略

(12) 平成27年3月31日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成27年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。

(13) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報に厳格に管理すること。

24の7 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和3年6月18日付総税市第40号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和3年6月18日付総税市第41号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については

、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

25の2 法第314条の9の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) (1)により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかった金額及び法第37条の4の規定により所得割の額から控除すべき額で所得割の額から控除することができなかった金額の合計額（以下この項において「控除不足額」という。）があるときは、賦課決定後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額（以下この項において「還付をすべき金額」という。）により同一年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税又は森林環境税を納付し、又は納入するものであること。（法314の9②・③、令48の9の3①）

(3) (2)の納付又は納入をしたときは、納税通知書の交付に併せて、その旨を当該納付又は納入に係る納税義務者に通知するものであること。（令48の9の3②）

(4) 還付をすべき金額のうち(2)の納付又は納入をすることができなかった部分の金額がある場合においては、当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金があるときは、これに納付又は納入し、それでもなお納付又は納入をすることができなかった部分の金額があるときは、当該金額を当該納税義務者に還付するものであること。（法314の9②・③、令48の9の3③、48の9の4①）

(5) (4)の納付又は納入若しくは還付をしたときは、遅滞なく、その旨を当該納付又は納入若しくは還付に係る納税義務者に通知しなければならないものである

、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

25の2 法第314条の9の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) (1)により所得割の額から控除すべき金額で所得割の額から控除することができなかった金額及び法第37条の4の規定により所得割の額から控除すべき額で所得割の額から控除することができなかった金額の合計額（以下この項において「控除不足額」という。）があるときは、賦課決定後、納税通知書を発する前に、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_同一年度分の個人の道府県民税又は\_\_\_\_\_市町村民税に充当するものであること。（法314の9②・③、令48の9の3①）

(3) (2)の充当\_\_\_\_\_をしたときは、納税通知書の交付に併せて、その旨を当該充当\_\_\_\_\_に係る納税義務者に通知するものであること。（令48の9の3②）

(4) 控除不足額\_\_\_\_\_のうち(2)の充当\_\_\_\_\_をすることができなかった部分の金額がある場合においては、当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金\_\_\_\_\_に充当\_\_\_\_\_し、それでもなお充当\_\_\_\_\_することができなかった\_\_\_\_\_金額があるときは、当該金額を当該納税義務者に還付するものであること。（法314の9②・③、令48の9の3③、48の9の4①）

(5) (4)の充当又は\_\_\_\_\_還付をしたときは、遅滞なく、その旨を当該充当又は\_\_\_\_\_還付に係る納税義務者に通知しなければならないものである

こと。(令48の9の4②)

(6)及び(7) 略

#### 第4節 賦課徴収

##### 第5 一般的事項

33 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、当該個人の道府県民税及び森林環境税をあわせて賦課し、及び徴収しなければならないものであること。(法41、319②)

33の2 前項の場合において、個人の道府県民税(法第24条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第50条の2の規定により課する所得割に限る。以下この項、35及び39において同じ。)及び個人の市町村民税(法第294条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割及び法第328条の規定により課する所得割に限る。以下この項、35及び39において同じ。)に係る法第17条の4の規定による還付加算金、法第321条の2、法第326条、法第328条の10若しくは法第328条の13の規定による延滞金、法第328条の11の規定による過少申告加算金若しくは不申告加算金又は法第328条の12の規定による重加算金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

#### 第6 道府県民税及び森林環境税の取扱い

35 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課に当たり、当該個人の納税通知書に記載された税額の一部について納付又は納入があった場合においても常にその納付又は納入された額は個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の額によって按分され、その按分した額によって、それぞれ個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があったものとして取り扱うものとし、個人の市町村民税、個人の道府県民税又は森林環境税のいずれか一の税のみの徴収を行うことはできないものであること。(法42、739の4①)

こと。\_\_\_\_\_

(6)及び(7) 略

#### 第4節 賦課徴収

##### 第5 一般的事項

33 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、当該個人の道府県民税\_\_\_\_\_をあわせて賦課し、及び徴収しなければならないものであること。(法41、319②)

#### 第6 道府県民税\_\_\_\_\_の取扱い

35 個人の市町村民税及び\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_の賦課に当たり、当該個人の納税通知書に記載された税額の一部について納付又は納入があった場合においても常にその納付又は納入された額は\_\_\_\_\_市町村民税及び\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_の額によってあん分され、そのあん分した額によって、それぞれ\_\_\_\_\_市町村民税又は\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_の納付又は納入があったものとして取り扱うものとし、\_\_\_\_\_市町村民税又は\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_のいずれか一の税のみの徴収を行うことはできないものであること。(法42①・②\_\_\_\_\_)

36 個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があった場合においては、市町村は、左の方法によって個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。（法739の4②、令57の4の2）

(1) 毎月払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の額は、前月中に納付又は納入があった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。）を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」、当該年度の収入額となるべき「個人の市町村民税の課税額の合計額」及び当該年度の収入額となるべき「森林環境税の課税額の合計額」の割合（以下「<sup>あん</sup>按分率」という。）によって按分した額によるべきものであること。この場合において、25の2の控除不足額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」、「個人の市町村民税の課税額の合計額」及び「森林環境税の課税額の合計額」に含まれないことに留意すること。

また、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれる分離課税に係る所得割の課税額は、次に掲げる額をいうものであること。

ア～ウ 略

(2) 右の按分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が、最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下「最初の納期限の月」という。）の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合においては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」、「分離課税に

36 個人の市町村民税及び\_\_\_\_\_道府県民税に係る地方団体の徴収金\_\_\_\_\_の納付又は納入があった場合においては、市町村は、左の方法によって\_\_\_\_\_道府県民税に係る地方団体の徴収金\_\_\_\_\_を当該納付又は納入のあった月の翌月10日までに道府県に払い込むべきものであること。（法42③、令8\_\_\_\_\_）

(1) 毎月払い込むべき\_\_\_\_\_道府県民税に係る地方団体の徴収金\_\_\_\_\_の額は、前月中に納付又は納入があった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との\_\_\_\_\_合算額（督促手数料及び滞納処分費を除く。以下同じ。）を、当該市町村の当該年度の3月31日現在における当該年度の収入額となるべき「個人の道府県民税の課税額の合計額」と\_\_\_\_\_「個人の市町村民税の課税額の合計額」との\_\_\_\_\_割合（以下「<sup>あん</sup>按分率」という。）によって按分した額によるべきものであること。この場合において、25の2の控除不足額及びこれに加算すべき金額は、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」\_\_\_\_\_に含まれないことに留意すること。

また、「個人の道府県民税の課税額の合計額」及び「個人の市町村民税の課税額の合計額」に含まれる分離課税に係る所得割の課税額は、次に掲げる額をいうものであること。

ア～ウ 略

(2) 右の按分率は、具体的には、当該年度分の市町村民税の課税額が、最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月（以下「最初の納期限の月」という。）の翌月から翌年の3月までの月において払い込む場合においては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した当該市町村の当該年度の収入額となるべき「分離課税に係る所得割を除く個人の道府県民税の課税額の合計額」と「分離課税に

係る所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」及び「森林環境税の課税額の合計額」の割合（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由によって特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在によってあらためて算定した特定の按分率。以下「特定按分率」という。）によることができるものであり、当該年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合においては前年度の3月31日現在の按分率によるものであること。

(3) 当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る按分率の算定に当たっては、特別徴収税額は次に掲げる額の合計額又はこれとあわせて徴収すべき個人の道府県民税及び森林環境税の合算額により算定するものであること。

ア 特別徴収義務者が、給与の支払いをする際毎月徴収すべき額（法第321条の5第2項ただし書の規定により徴収する額を含み、法第321条の5の2の規定により翌年度の6月10日を納入の期限とするものを除く。以下「月割額」という。）のうち当該年度の初日の属する年の6月から翌年の3月までの各月の個人の市町村民税の月割額

イ 前年度分の特別徴収税額のうち法第321条の5の2の規定により当該年度の6月10日を納入の期限とする個人の市町村民税に係る額

ウ 前年度分の特別徴収税額のうち4月及び5月の個人の市町村民税の月割額

(4) したがって、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込むべき時に適用される具体的按分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在の按分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の合算額を当該年度の3月31日現在の按分率によって按分

係る所得割を除く個人の市町村民税の課税額の合計額」との

\_\_\_\_\_割合（最初の納期限の月の翌月以降において市町村の廃置分合又は境界変更その他の理由によって特定按分率に著しい変動を生ずることとなった場合においては、当該著しい変動を生ずることとなった月の末日現在によってあらためて算定した特定の按分率。以下「特定按分率」という。）によることができるものであり、当該年度の4月から最初の納期限の月までの月において払い込む場合においては前年度の3月31日現在の按分率によるものであること。

(3) 当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_に係る按分率の算定に当たっては、特別徴収税額は次に掲げる額の合計額又はこれとあわせて徴収すべき\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_の合計額により算定するものであること。

ア 特別徴収義務者が、給与の支払いをする際毎月徴収すべき額（法第321条の5第2項ただし書の規定により徴収する額を含み、法第321条の5の2の規定により翌年度の6月10日を納入の期限とするものを除く。以下「月割額」という。）のうち当該年度の初日の属する年の6月から翌年の3月までの各月の\_\_\_\_\_市町村民税の月割額

イ 前年度分の特別徴収税額のうち法第321条の5の2の規定により当該年度の6月10日を納入の期限とする\_\_\_\_\_市町村民税に係る額

ウ 前年度分の特別徴収税額のうち4月及び5月の\_\_\_\_\_市町村民税の月割額

(4) したがって、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を道府県に払い込むべき時に適用される具体的按分割合は(2)によるものであるが、最終的によるべきものは当該年度の3月31日現在の按分率であるので、当該年度の収入額となるべき分として出納閉鎖日までに市町村に納付又は納入のあった個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との\_\_\_\_\_合算額を当該年度の3月31日現在の按分率によって按分

した額のうち道府県に払い込むべき額と同月同日までにすでに払い込んだ額（法第739条の5第1項又は第2項の規定によって道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合においては、当該徴収金を含む。）との間に過不足がある場合においては、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

- (5) 指定都市以外の市町村から指定都市となった区域又は指定都市から指定都市以外の市町村となった区域（以下この項において「移行区域」という。）に係る滞納繰越分については、税率変更年度から5年度間は、税率変更年度の4月1日現在における移行区域に係る滞納繰越分の額の合計額で按分率を計算することに留意すること。（令57の4の2⑥～⑨）

#### 第7 給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

38 特別徴収を行う場合においては、前年中の給与所得に係る個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の額の合算額について行うものとする。

39 市町村は、5月31日までに特別徴収義務者を指定するとともに、その者が徴収すべき納税義務者別、かつ、個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税別の特別徴収税額を通知しなければならないものであるが、給与支払報告書が提出期限までに提出されなかったこと、法令の改廃により課税標準の算定に関する事務が遅延することその他これらに類するやむを得ない理由がある場合においては5月31日後においても通知することを妨げないものであること。

なお、毎月別の特別徴収税額については、個人の市町村民税額、個人の道府県民税額及び森林環境税額を区分することなく、その合算額によって算定すべきものであること。この場合において他の市町村内に特別徴収義務者を指定しようとするときは、当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関のうち適当と認められるものを指定して、これに払い込むべき旨を通知しなければならないものであるが、特別徴収義務者が直接市町村に送金することは、もとより差し支えないものであること。（法43、321の4①、321の5④、739の2）

した額のうち道府県に払い込むべき額と同月同日までにすでに払い込んだ額（法第48条第1項 \_\_\_\_\_又は第2項の規定によって道府県が自ら徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合においては、当該徴収金を含む。）との間に過不足がある場合においては、4月から6月までの月において払い込むべき額で清算するものであること。

- (5) 指定都市以外の市町村から指定都市となった区域又は指定都市から指定都市以外の市町村となった区域（以下この項において「移行区域」という。）に係る滞納繰越分については、税率変更年度から5年度間は、税率変更年度の4月1日現在における移行区域に係る滞納繰越分の額の合計額で按分率を計算することに留意すること。（令8 \_\_\_\_\_⑥～⑨）

#### 第7 給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

38 特別徴収を行う場合においては、前年中の給与所得に係る個人の市町村民税及び \_\_\_\_\_道府県民税 \_\_\_\_\_の額の合算額について行うものとする。

39 市町村は、5月31日までに特別徴収義務者を指定するとともに、その者が徴収すべき納税義務者別、かつ、 \_\_\_\_\_市町村民税及び \_\_\_\_\_道府県民税 \_\_\_\_\_別の特別徴収税額を通知しなければならないものであるが、給与支払報告書が提出期限までに提出されなかったこと、法令の改廃により課税標準の算定に関する事務が遅延することその他これらに類するやむを得ない理由がある場合においては5月31日後においても通知することを妨げないものであること。

なお、毎月別の特別徴収税額については、 \_\_\_\_\_市町村民税額及び \_\_\_\_\_道府県民税額 \_\_\_\_\_を区分することなく、その合算額によって算定すべきものであること。この場合において他の市町村内に特別徴収義務者を指定しようとするときは、当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関のうち適当と認められるものを指定して、これに払い込むべき旨を通知しなければならないものであるが、特別徴収義務者が直接市町村に送金することは、もとより差し支えないものであること。（法 \_\_\_\_\_321の4①、321の5④ \_\_\_\_\_）

4 1 一の納税者について2以上の特別徴収義務者を指定して行わせる特別徴収は、納税者の申し出があった場合その他必要がある場合に限るものとし、なるべく徴収事務の混乱をきたさないように留意することが必要であること。

なお、この場合において特別徴収税額の按分の基準となる「当該年度中に支払うべき給与の額」とは、当該年中に支払われることが予想される額であって必ずしも厳密な計算に基づく必要はないこと。（法321の4④）

4 3 個人の住民税及び森林環境税の特別徴収義務者が特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合において当該納入金に添える納入書について、その様式を全国的に統一し、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、総務省令で定める様式又は総務大臣が別に定める様式によることとしたところであるが、その具体的な取扱いについては、別途「特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の様式の取扱いについて」（昭和59年4月1日自治市第32号）及び「OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の様式の取扱いについて」（昭和60年4月5日自治市第34号）によるものであること。（則2の6）

#### 第7の2 公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

4 3の3 特別徴収を行う場合においては、特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税及び個人の道府県民税の所得割額、均等割額並びに森林環境税の合算額について行うものとする。なお、老齢等年金給付の支払の際に徴収する特別徴収税額については、個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税を区別することなく、その合算額について算定すべきものであること。

また、当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額及び森林環境税額を法第321条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額について特別徴収を行うものであること。（法321の7の2、321の7の8）

#### 第8 法人の市町村民税の申告納付

4 1 一の納税者について2以上の特別徴収義務者を指定して行わせる特別徴収は、納税者の申し出があった場合その他必要がある場合に限るものとし、なるべく徴収事務の混乱をきたさないように留意することが必要であること。

なお、この場合において特別徴収税額のあん分の基準となる「当該年度中に支払うべき給与の額」とは、当該年中に支払われることが予想される額であって必ずしも厳密な計算に基づく必要はないこと。（法321の4④）

4 3 個人の住民税\_\_\_\_\_の特別徴収義務者が特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合において当該納入金に添える納入書について、その様式を全国的に統一し、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、総務省令で定める様式又は総務大臣が別に定める様式によることとしたところであるが、その具体的な取扱いについては、別途「特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の様式の取扱いについて」（昭和59年4月1日自治市第32号）及び「OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の様式の取扱いについて」（昭和60年4月5日自治市第34号）によるものであること。（則2の6）

#### 第7の2 公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

4 3の3 特別徴収を行う場合においては、特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税及び\_\_\_\_\_道府県民税の所得割額及び均等割額\_\_\_\_\_の合算額について行うものとする。なお、老齢等年金給付の支払の際に徴収する特別徴収税額については、\_\_\_\_\_市町村民税及び\_\_\_\_\_道府県民税\_\_\_\_\_を区別することなく、その合算額について算定すべきものであること。

また、当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額\_\_\_\_\_を法第321条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額について特別徴収を行うものであること。（法321の7の2、321の7の8）

#### 第8 法人の市町村民税の申告納付

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(7)、(17)及び(18)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(15) 略

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の7④～⑥・⑩・⑪、法附則8⑪・⑫）

(17)及び(18) 略

47 法人の均等割の税率の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 公益法人等が収益事業を行うこととなった場合における法第321条の8第1項の申告書に係る法人税割額と合算して納付すべき均等割額は、収益事業を開始した日の属する月の初日から当該法人税割の課税標準となる法人税額の課税標準の算定期間の末日までの期間に対応するものであるが、法第296条第1項第2号に掲げる者以外のものについては、4月から当該収益事業を開始した日の属する月の前月までの期間に対応する均等割額をも、併せて納付すべきものであること。

#### 第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3⑧）

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第5

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額\_\_\_\_\_を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(7)、(17)及び(18)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1)～(15) 略

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の7④～⑥・⑨・⑩、法附則8⑪・⑫）

(17)及び(18) 略

47 法人の均等割の税率の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 公益法人等が収益事業を行うこととなった場合における法第321条の8第1項の申告書に係る法人税割額と合算して納付すべき均等割額は、収益事業を開始した日の属する月の初日から当該法人税割の課税標準となる法人税額の課税標準の算定期間の末日までの期間に対応するものであるが、法第296条第1項第2号に掲げる者以外のものについては、4月から当該収益事業を開始した日の属する前月\_\_\_\_\_までの期間に対応する均等割額をも、併せて納付すべきものであること。

#### 第7節 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

75 ただし、平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第5項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3⑧）

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第5

項の政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第8項、第25条の12の2第7項並びに第26条の28の3第6項の規定を除く。79の3(1)において同じ。）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

#### 第11節 滞納処分

81 法第739条の5の規定は、個人の住民税（個人の市町村民税の均等割及び法第41条第1項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う道府県民税の賦課徴収と併せて賦課徴収される森林環境税を含む。）の徴収の責任者は原則として市町村であることを前提としつつ、一定の場合において道府県による徴収又は滞納処分（以下「滞納処分等」という。）を認めることとし、もって道府県と市町村の協力体制の確立、徴収成績の向上等に寄与しようとする趣旨に基づくものであること。

81の2 道府県が行う滞納処分等を原則として滞納繰越分に限定し、またその期間についても1市町村につき1年を超えない範囲内において定めるものとしたのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨であること。

なお、道府県が滞納処分等を行うことができる者の範囲を、法第46条第2項の規定によって市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった者の一部に限ることができることとしたのは、市町村の徴収計画との調整を円滑に行うことができるよう配慮したものであること。（法739の5①）

81の3 道府県が滞納処分等を行うにあたり、あらかじめ関係市町村長の同意を要するものとしたのは、市町村における徴収計画を尊重し、また滞納処分等を実行することの適否についても市町村長の意見を聴取することが適当であると認められた

項の政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び\_\_\_\_\_第26条の28の3第6項の規定を除く。79の3(1)において\_\_\_\_\_第26条の28の3第6項の規定を除く。79の3(1)において同じ。）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

#### 第11節 滞納処分

81 法第48条\_\_\_\_\_の規定は、個人の住民税\_\_\_\_\_の徴収の責任者は原則として市町村であることを前提としつつ、一定の場合において道府県による徴収又は滞納処分（以下「滞納処分等」という。）を認めることとし、もって道府県と市町村の協力体制の確立、徴収成績の向上等に寄与しようとする趣旨に基づくものであること。

81の2 道府県が行う滞納処分等を原則として滞納繰越分に限定し、またその期間についても1市町村につき1年を超えない範囲内において定めるものとしたのは、徴収の責任者は原則として市町村であることを明らかにする趣旨であること。

なお、道府県が滞納処分等を行うことができる者の範囲を、法第46条第2項の規定によって市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった者の一部に限ることができることとしたのは、市町村の徴収計画との調整を円滑に行うことができるよう配慮したものであること。（法48\_\_\_\_\_①）

81の3 道府県が滞納処分等を行うにあたり、あらかじめ関係市町村長の同意を要するものとしたのは、市町村における徴収計画を尊重し、また滞納処分等を実行することの適否についても市町村長の意見を聴取することが適当であると認められた

ためであること。(法739の5①)

81の4 道府県が行う滞納処分等について、徴収の引継ぎを受けた地方団体の徴収金に係る滞納者に係る法第739条の5第1項に規定する一定の期間内の納期に係る滞納分についても市町村長の同意を得て行うことができることとしたのは、同一の納税者につき、滞納繰越分に加えて現年課税分にも滞納がある場合における事務執行の効率化を図る趣旨であること。

また、この場合において市町村長の同意を要するものとしたのは、81の3と同趣旨によるものであること。(法739の5②)

81の5 81から81の4までのほか、次の諸点に留意すること。

(1) 「徴収の引継ぎ」とは、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について市町村の徴税吏員が有する徴収に関する権限(督促、繰上徴収、滞納処分、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、これらの納税の猶予処分に伴う延滞金又は延滞加算金の減免等を行うことができる権限を含む。以下同じ。)を包括的に道府県の徴税吏員に引き継ぐことをいうものであること。(法739の5③)

(2) 略

(3) 市町村の徴税吏員から道府県の徴税吏員に徴収の引継ぎをした地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金については、滞納者が一定の場所に納付又は納入する場合以外は市町村の徴税吏員は徴収することができないものとされているが、この場合において、納付又は納入のあったときは、直ちにその旨を道府県の徴税吏員に対して通知すること。なお、当該市町村の地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金等を未納に係る個人の住民税(個人の市町村民税の均等割及び法第41条第1項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う道府県民税の賦課徴収と併せて賦課徴収される森林環境税を含む。)に充当又は委託納付した場合においても、同様であること。

(4) 道府県の徴税吏員は、その徴収した個人の住民税に係る地方団体の徴収金の

ためであること。(法48①)

81の4 道府県が行う滞納処分等について、徴収の引継ぎを受けた地方団体の徴収金に係る滞納者に係る法第48条第1項に規定する一定の期間内の納期に係る滞納分についても市町村長の同意を得て行うことができることとしたのは、同一の納税者につき、滞納繰越分に加えて現年課税分にも滞納がある場合における事務執行の効率化を図る趣旨であること。

また、この場合において市町村長の同意を要するものとしたのは、81の3と同趣旨によるものであること。(法48②)

81の5 81から81の4までのほか、次の諸点に留意すること。

(1) 「徴収の引継ぎ」とは、個人の住民税 \_\_\_\_\_ について市町村の徴税吏員が有する徴収に関する権限(督促、繰上徴収、滞納処分、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、これらの納税の猶予処分に伴う延滞金又は延滞加算金の減免等を行うことができる権限を含む。以下同じ。)を包括的に道府県の徴税吏員に引き継ぐことをいうものであること。(法48③)

(2) 略

(3) 市町村の徴税吏員から道府県の徴税吏員に徴収の引継ぎをした地方団体の徴収金 \_\_\_\_\_ については、滞納者が一定の場所に納付又は納入する場合以外は市町村の徴税吏員は徴収することができないものとされているが、この場合において、納付又は納入のあったときは、直ちにその旨を道府県の徴税吏員に対して通知すること。なお、当該市町村の地方団体の徴収金 \_\_\_\_\_ に係る過誤納金等を未納に係る個人の住民税 \_\_\_\_\_ に充当 \_\_\_\_\_ した場合においても、同様であること。

(4) 道府県の徴税吏員は、その徴収した個人の住民税に係る地方団体の徴収金の

額から滞納処分費及び道府県が督促した場合の督促手数料を控除した額を、令第57条の4の2第10項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に按分し、個人の市町村民税に係るものを翌月10日までに当該市町村に払い込むものであること。(法739の5⑥、令57の4の2⑩)

(5) 道府県は、(4)の払込方法によるほか、市町村長の同意を得たときは、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を払い込む方法により行うことができるものであること。この方法により当該市町村から当該道府県に払い込まれる平成18年度分以前の個人の住民税については、当該道府県は、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)による改正前の法第47条第1項第2号に係る徴収取扱費に相当する額を当該市町村に交付することを要しないものであること。(令57の4の2⑪)

(6) 略

(7) 法第739条の5第1項により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。

#### 第4章 軽自動車税

##### 第3節 種別割

###### 第1 税率等

22 (1) 法第463条の15第1項第1号ニに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室(3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。)を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別表第2に掲げるミニカ

額から滞納処分費及び道府県が督促した場合の督促手数料を控除した額を、令第8条第6項 \_\_\_\_\_ の規定により \_\_\_\_\_ 道府県民税に係る地方団体の徴収金と \_\_\_\_\_ 市町村民税に係る地方団体の徴収金と \_\_\_\_\_ にあん分し、 \_\_\_\_\_ 市町村民税に係るものを翌月10日までに当該市町村に払い込むものであること。(法48 \_\_\_\_\_ ⑥ \_\_\_\_\_)

(5) 道府県は、(4)の払込方法によるほか、市町村長の同意を得たときは、 \_\_\_\_\_ 道府県民税及び \_\_\_\_\_ 市町村民税に係る地方団体の徴収金 \_\_\_\_\_ を市町村に払い込み、当該市町村が当該 \_\_\_\_\_ 道府県民税に係る地方団体の徴収金 \_\_\_\_\_ を払い込む方法により行うことができるものであること。この方法により当該市町村から当該道府県に払い込まれる平成18年度分以前の個人の住民税については、当該道府県は、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)による改正前の法第47条第1項第2号に係る徴収取扱費に相当する額を当該市町村に交付することを要しないものであること。(令8 \_\_\_\_\_ ⑦)

(6) 略

(7) 法第48条第1項 \_\_\_\_\_ により、道府県が滞納処分等を行うこととなった滞納者が、同項の報告があった日の属する年の6月1日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとされていること。

#### 第4章 軽自動車税

##### 第3節 種別割

###### 第1 税率等

22 \_\_\_\_\_ 法第463条の15第1項第1号ニに掲げる3輪以上の原動機付自転車は、車室(3輪の原動機付自転車にあつては、側面が構造上開放されている車室を除く。)を備え、又は輪距が0.5メートルを超えるものであり、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別表第2に掲げるミニカ

一がこれに該当するものであること。(法463の15①I、規則15の15 I・II)

(2) 規則第15条の15第3号に規定する道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。

イ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条の3で定める方法により測定した場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

ウ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

なお、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものは、ミニカーに係る税率区分から除いているため、全ての特定小型原動機付自転車に第一種原動機付自転車の税率区分(税率2,000円)が適用されること。

(法463の15①I、規則15の15 III)

## 第2 徴収等

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」(昭和60年4月1日自治市第30号)及び「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」(令和5年1月20日総税市第3号)に定める様式によらねたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

一がこれに該当するものであること。(法463の15①I、規則15の15 \_\_\_\_\_)

## 第2 徴収等

25 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、徴収の確保を期するため、その車体に標識を付するものとするのが適当であるが、この場合、標識の様式は、全国的に統一することが望ましいと考えられるから、別途「原動機付自転車等の標識について」(昭和60年4月1日自治市第30号) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に定める様式によらねたいこと。なお、軽自動車及び2輪の小型自動車については、道路運送車両法の規定により車両番号標をその車体に表示しなければならないものとされていることに留意すること。

### 第3 税率の特例

33 令和4年4月1日、令和5年4月1日又は令和6年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項から第4項までの特例措置（軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課））については当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に、令和7年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第2項又は第3項の特例措置 については令和8年度分の軽自動車税の種別割に適用されることに留意すること。（法附則30②～④）

## 第5章 市町村たばこ税

### 第7 たばこ税の都道府県に対する交付

#### 20 たばこ税の都道府県に対する交付

市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、当該市町村に納付された当該年度のたばこ税（特別区たばこ税を含む。以下この項において同じ。）の額に相当する額が、当該市町村のたばこ税に係る課税定額を超える場合には、当該超える部分に相当する額を、当該市町村を包括する都道府県に対して当該年度の翌年度の7月31日までに交付すること。（法485の13、令53の7①）

なお、交付額の算定及び交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) たばこ消費基礎人口は、ア及びイにより算出した数の合計数（特別区にあっては、アからウまでにより算出した数の合計数）とする。（則16の4の3）

ア 国勢調査令によって調査され、国勢調査の結果として公表された人口等基本集計第2－7表（男女、年齢（5歳階級及び3区分）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比〔年齢別〕）において、表側「国籍

ただし、電動キックボード等原動機付自転車の形状によって現行の標識を掲示することにより安全性が確保できない場合には、この様式によらないことを妨げないこと。

### 第3 税率の特例

33 令和3年4月1日 に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る法附則第30条第5項から第8項までの特例措置（軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課））については令和4年度分 の軽自動車税の種別割に、令和4年4月1日に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）については令和5年度分の軽自動車税の種別割に 適用されることに留意すること。（法附則30⑤～⑧）

## 第5章 市町村たばこ税

### 第7 たばこ税の都道府県に対する交付

#### 20 たばこ税の都道府県に対する交付

市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、当該市町村に納付された当該年度のたばこ税（特別区たばこ税を含む。以下この項において同じ。）の額に相当する額が、当該市町村のたばこ税に係る課税定額を超える場合には、当該超える部分に相当する額を、当該市町村を包括する都道府県に対して当該年度の翌年度の7月31日までに交付すること。（法485の13、令53の7①）

なお、交付額の算定及び交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) たばこ消費基礎人口は、ア及びイにより算出した数の合計数（特別区にあっては、アからウまでにより算出した数の合計数）とする。（則16の4の3）

ア 国勢調査令によって調査され、国勢調査の結果として公表された人口等基本集計3－2表（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数（総数及び日本人））の表頭「総数（年齢）」

総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の20歳以上の数

イ 国勢調査令によって調査され、国勢調査の結果として公表された従業地・通学地による人口・就業状態等集計第1-1表（男女、年齢（5歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）において、表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」のうち、表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」の20歳以上の数及び表頭が「他県に常住」の20歳以上の数の合計数

ウ 国勢調査令によって調査され、国勢調査の結果として公表された従業地・通学地による人口・就業状態等集計第1-1表（男女、年齢（5歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）において、表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」のうち、表頭「常住地又は従業地・通学地」が「自市内他区」に常住」の20歳以上の数

(3)～(6) 略

\_\_\_\_\_の20歳以上の数

イ 国勢調査令によって調査され、国勢調査の結果として公表された従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（5歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）の\_\_\_\_\_表頭「従業地・通学地による人口」の「うち県内他市区町村に常住」の20歳以上の数及び「うち他県」に常住」の20歳以上の数の合計数

ウ 国勢調査令によって調査され、国勢調査の結果として公表された従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（5歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）の\_\_\_\_\_表頭「従業地・通学地による人口」の「うち自市内他区に常住」の20歳以上の数

(3)～(6) 略